

2021年度版 町田市庁舎「屋上花畑運営サポーター」

募集要項



＜写真＞屋上花畑運営サポーター活動の様子
右上：サポーター会議の様子
左上・左下：まちカフェの様子

募集要項・応募用紙は町田市ホームページに掲載しています。

掲載場所：トップページ＞市政情報＞市役所・市施設のご案内＞町田市庁舎＞4階屋上花畑のご案内

・ ・ ・ 町 田 市 ・ ・ ・

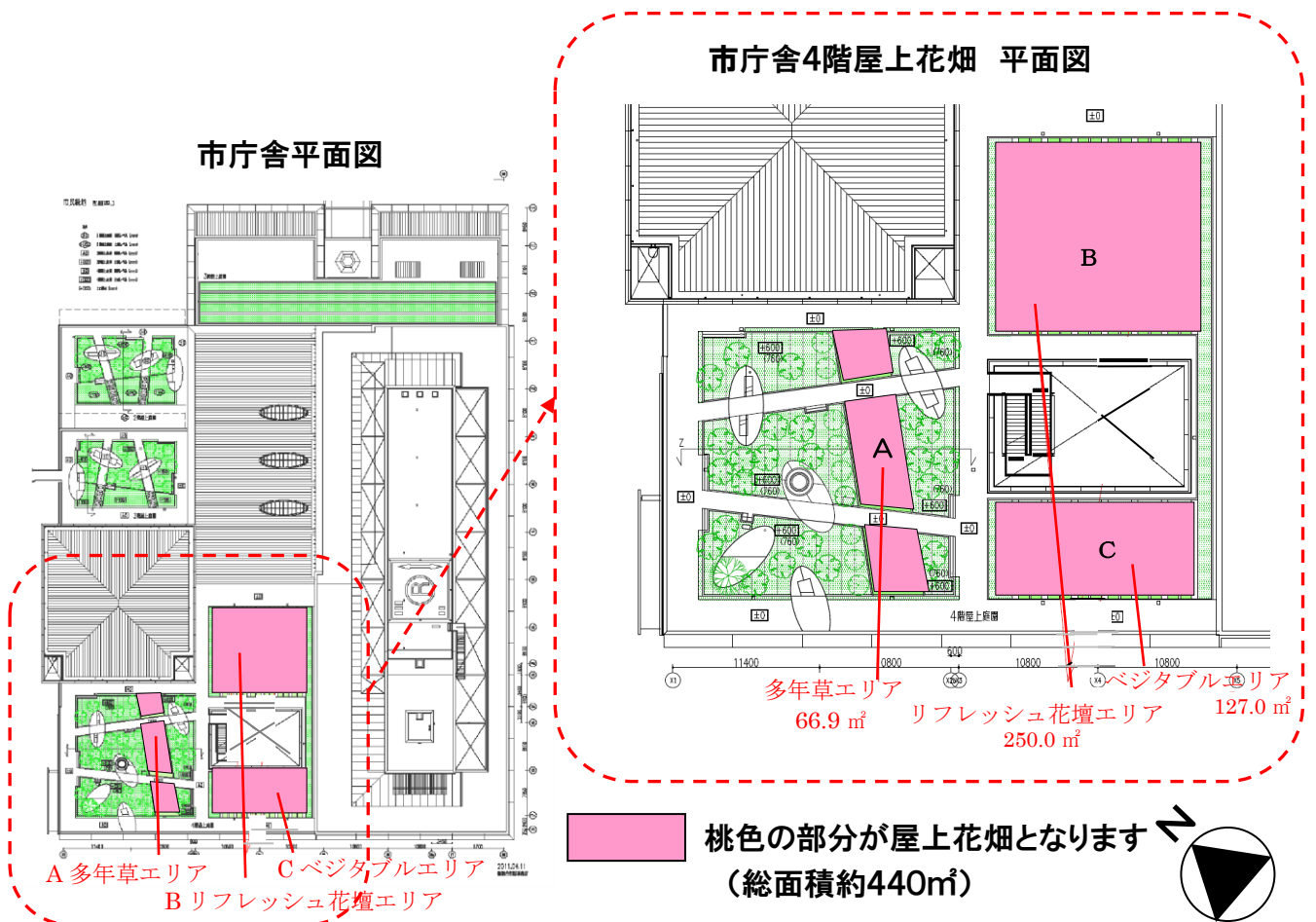
2021年2月

1. 「屋上花畑」の活動について

1. 「屋上花畑」の活動

(1) 「屋上花畑」とは

花や畑などの植物づくりを通して、市と市民が共に地球温暖化防止に取り組める環境作りのひとつの契機とすることを目的とし、市庁舎4階の屋上の一部(約440㎡、下図参照)に設置した「花畑」のことです。(以降「屋上花畑」と記載します。)



<各エリアの説明>

A 多年草エリア：多年草（季節により植え替えをしなくてよい植物）の花壇です。現在、ローズマリーやラベンダーなど約40種類の植物が植えてあります。

B リフレッシュ花壇エリア：一年草（季節により植え替えをする植物）と多年草（季節により植え替えをしなくてよい植物）を植える花壇です。花壇の中を散策できます。

C ベジタブルエリア：季節ごとに野菜を作付し、管理・収穫を行います。

(2)屋上花畑活動の概要

「屋上花畑ボランティア」と「屋上花畑運営サポーター」及び市が協働で屋上花畑の管理を行います。

<主な役割>

※屋上花畑ボランティアを申し込む方は、本募集要項ではなく、「屋上花畑ボランティア」募集要項を参照してください。

(ア)屋上花畑ボランティア

専門家（支援事業者）の指導やアドバイスなどの支援を受けながら、屋上花畑の野菜づくり・収穫・草花の植え付け・管理を行います。

(イ)屋上花畑運営サポーター

屋上花畑で実施するイベントや、屋上花畑のPRイベントの企画・運営等を行います。

専門家（支援事業者）

（造園・植栽・畑の専門家）

- ① 屋上花畑ボランティアのための専門講座実施
- ② 屋上花畑ボランティアの活動実施時の指導・助言
- ③ 屋上花畑植栽計画作成支援
- ④ 屋上花畑活用イベント支援業務

支援



(ア) 屋上花畑ボランティア

<人数> 40人程度

- ① 各班に分かれて野菜づくり・収穫・草花の植え付け・管理を行います。
- ② 支援事業者が実施する植栽の専門講座に参加します。
- ③ 屋上花畑の植栽計画を作成します。
- ④ 屋上花畑で開催するイベントのお手伝いをします。

(イ) 屋上花畑運営サポーター

<人数> 15名程度

<仕事の内容>

- ① 屋上花畑のPRイベント（一般の方向けの講座など）の企画・運営。
- ② 屋上花畑で実施するイベントの企画・運営
- ③ ①・②の他、屋上花畑のPR活動



(3)活動期間

2021年4月1日～2022年3月31日

(4)屋上花畑の場所

町田市森野2-2-22 町田市庁舎4階屋上（屋上花畑スペース）

2. 屋上花畑運営サポーター決定までの流れ

(1)2021年2月15日(月) 町田市庁舎 屋上花畑運営サポーター募集開始

運営サポーター参加申込書、募集要項を町田市ホームページに掲載します（市有財産活用課でも配布します。）。

(2)2021年2月28日(日) 町田市庁舎 屋上花畑ボランティア募集説明会

活動の説明・応募の説明を行います。

運営サポーター申込書、募集要項を配布します。

(3)2021年3月5日(金) 応募締め切り

必要事項をご記入のうえ、市有財産活用課に提出していただきます。

応募方法・提出方法は5ページ「Ⅱ. 屋上花畑運営サポーターへの申し込み・選考方法」をご覧ください。

※「屋上花畑運営サポーター」の全体の募集人数は前年度からの継続サポーターと合わせて15名程度を予定しています。今回新規で運営サポーターに申込みされる方については、応募者多数の場合抽選となりますのでご了承ください。

(4)2021年 3月下旬頃

応募いただいた方全員に決定の可否を連絡いたします。

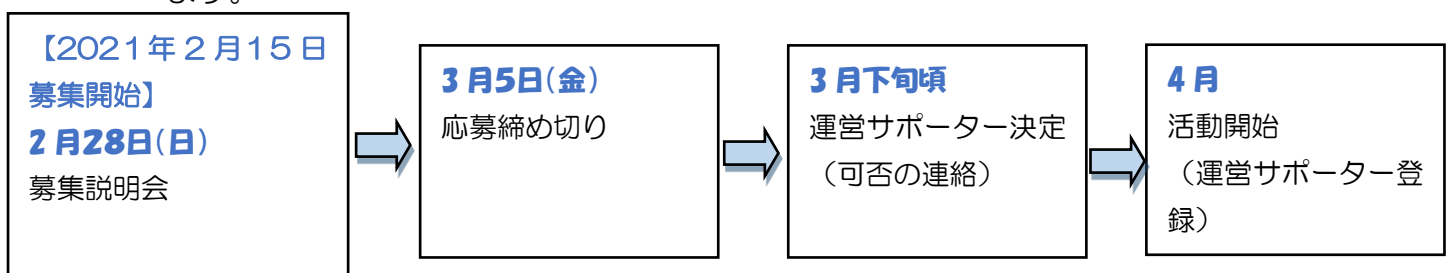
(5)2021年 4月 活動開始

①運営サポーター登録

屋上花畑運営サポーターに決定した方に「運営サポーター登録申出書」を提出いただき、屋上花畑運営サポーターとして登録いたします。

②活動説明会実施

第1回活動日（2021年4月11日（日））に活動にかかる説明会を実施いたします。



3. 「屋上花畑運営サポーター」活動の詳細について

- (1) 屋上花畑で実施するイベントの企画・運営や屋上花畑のPRイベント（一般の方向けの講座など）の企画・運営を実施します。

【これまでに実施した主なイベント実績】

- ① 運営サポーターが企画・運営した屋上花畑のPRイベント
12月 町田市役所で行われたイベント「まちカフェ」の
ブース出展：「屋上花畑クイズラリー」
2月 「屋上花畑の押し花でフォトフレームを飾ろう！」講座
- ② 運営サポーターが企画・運営した屋上花畑で実施したイベント
10月 屋上花畑deお食事会
屋上花畑ボランティアと一緒に収穫した野菜を使用して豚汁や焼きそば作り、ボランティア・サポーター及び屋上花畑の関係者で会食をしました。
- ③ 市が企画した屋上花畑PR講座事業の補助
7月 屋上花畑の収穫物を使用した「料理教室」
12月 屋上花畑の植物を使用した「リース作り講座」

- (2) サポーター会議及びイベント企画・運営会議の出席

月2回程度。

会議実施日は第2・第4日曜日の午前中を基本とします。

運営サポーターの判断で上記以外の日に会議を開催する場合は、あらかじめ市の承認を得てから実施してください。

- (3) 交通費の一部を支給

屋上花畑事業の打ち合わせ・イベントの打ち合わせ・イベント当日など、運営サポーターの仕事で来庁して交通費が発生した場合、町田市からサポーターに交通費程度（上限あり）を謝礼金として支払います。



II. 屋上花畑運営サポーターへの申し込み・選考方法

1. 募集の要件と申し込み方法

(1) 募集の要件

- ① 屋上花畑のPRイベントの企画・運営などを市と協働で行っていただける、15~25歳の学生（中学生を除く）の方を対象とします。

グループで申込みをしたい方は、下記提出先（財務部市有財産活用課）まで電話でお知らせください。

- ② 募集予定人数：15名程度

(2) 申し込み方法

「屋上花畑運営サポーター」に応募しようとする方は、下記申込書に必要事項を記入の上、**3月5日（金）（午後5時必着）までに**提出してください。

【応募用紙】

町田市庁舎「屋上花畑運営サポーター」申込書（2021年度版）

(3) 提出先・提出方法

応募用紙は、市有財産活用課へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・メールにて提出していただきます。以下に、提出先について記載します。

町田市財務部市有財産活用課

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

町田市庁舎5階 504 窓口

FAX：050-3085-5311

提出用メールアドレス：mcity4890@city.machida.tokyo.jp

※市有財産活用課窓口での提出受付は平日開庁日（午前8：30～午後5：00まで）のみです。

【問い合わせ先】電 話：042-724-2165



町田市庁舎
 (町田市役所)
 市有財産活用課
 5階 504 窓口

2. 申し込みの際の注意

- (1) 応募用紙の作成・提出に必要な費用はすべて応募者の負担です。
- (2) 応募用紙は、指定された用紙を使用してください。文字サイズの指定はありません。
- (3) 申し込まれた方ご本人が運営サポーターの候補者となります。名前の貸し借りはできません。
- (4) 一人で複数の申込みをすることはできません。
- (5) 屋上花畑ボランティアと運営サポーターを一人で両方申し込むことはできません。

3. 屋上花畑運営サポーターの選考方法

今回新規で運営サポーターに申込みされる方については、屋上花畑運営サポーターの応募人数が予定人数（サポーター全体で15名程度）を超える場合は、抽選となります。

(1) 抽選の時期

応募者多数の場合の抽選の時期は3月中旬ごろを予定しています。
 市有財産活用課職員が厳正に抽選を行います。

(2) 決定の通知

屋上花畑運営サポーターの決定通知は参加申し込みをしていただいた方全員に3月下旬ごろ発送予定です。

III 運営サポーター登録申出書の提出・活動条件について

1. 運営サポーター登録申出書および活動規程同意書について

(1) 運営サポーター登録申出書および活動規程同意書の提出

屋上花畑運営サポーターとして決定した方は、市が定める「屋上花畑運営サポーター活動規程」に同意していただいたうえで、「屋上花畑運営サポーター登録申出書」を提出していただくことにより、「屋上花畑運営サポーター」として登録されます。

(2) 活動期間

「屋上花畑運営サポーター」の活動期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとします。なお、この期間内に次期の運営サポーターに引き継ぎができる状態にさせていただきます。



2. 屋上花畑の活動に関する条件

(1) 経費の負担

- ① 屋上花畑のPRイベントの実施に必要な材料の購入費、使用した光熱水費、廃棄物の処理費その他消耗品（事務用品含む）として市が認めるものについては市の負担とします。
- ② 屋上花畑の管理に必要な植物の種や苗、草花や肥料、土壌改良剤や堆肥等の購入費、使用した光熱水費、活動に必要な修繕費、廃棄物の処理費その他消耗品（事務用品含む）として市が認めるものについては、市の負担とします。
- ③ 屋外作業をする場合は、個人が身につける手袋・長靴・帽子・作業用衣服・防寒衣・水筒・剪定用のハサミなど作業に必要なものは各自で用意して持参してください。
(スコップ・移植ゴテ・ホース・散水ノズル・運搬用の大きなごみ袋など、基本的な管理用の道具は市で用意します。)
- ④ 屋上花畑事業の打ち合わせ・イベントの打ち合わせ・イベント当日など、運営サポーターの仕事で来庁して交通費が発生した場合、町田市からサポーター

に交通費程度（上限あり）を謝礼金として支払います。

(2) 利用制限

屋上花畑で植え付ける種・苗・植物については、すべて市で用意したものに限りさせていただきます。ご自宅等からの植物の持ち込み及び植え付けはできません。

(3) 駐車・駐輪場について

① 車で来庁される場合

市庁舎屋外の立体駐車場を利用するようお願いします。

活動時間帯の駐車場の利用については駐車料金が無料となりますが、無料処理が必要になります。詳細は活動開始前にお知らせいたします。

※駐車場の台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

② 自転車・バイクで来庁される場合

市庁舎敷地内の来庁者用の駐輪場に駐車していただきます。

(4) 保険について

活動開始時期に社会福祉法人東京都社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入いたします。

※他のボランティア活動で上記の保険に加入予定の方は、屋上花畑運営サポーターに決定しましたら、すみやかに職員まで申し出てください。

「屋上花畑」の活動及びボランティア募集に関する問い合わせ先

町田市財務部市有財産活用課（町田市庁舎5階504窓口）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-2165 FAX：050-3085-5311